

■横浜高島屋 出店要項

1 概要

催事名称	LOVE YOKOHAMA
出店日時	令和7年9月24日(水)から30日(火)まで7日間 連日午前10時～午後9時 ※状況によって、前半のみ又は後半のみなどの出店相談にも応じます。
開催場所	横浜高島屋 地下1階 フーディーズポート2 イベントスクエア(催会場)
内容	「スイーツ(洋菓子・和菓子)」「パン」「弁当」「その他食料品」などを販売
出店者数	6店舗程度(3コマ×2交替(日程の前半・後半で入替え)の場合)
出店区画	販売台(150cm)×1～2台(予定)

2 出店までの流れ

- ① 応募 【令和7年6月20日(金)締切】別添申込書もしくは電子申請システムにて。
- ↓
- ② 出店者調整 横浜高島屋にて販売商品の内容等を確認し、出店希望者の方と商談を行います。出店に関する細かい手続き等についてはこの段階で説明があります。
↓
↓
↓
なお、全体の調整からお申込みいただいても商談に至らない又はご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 出店決定 【令和7年7月中下旬(予定)】
- ↓
- ④ 出店 【令和7年9月24日(水)～30日(火)】

3 出店条件 **重要！！**

- (1) 横浜市内の商店会に加盟している店舗であること。
※商店会に加盟している店舗と同一の個人又は法人が経営している場合でも、商店会に加盟していない店舗(支店等)は出店できません。
- (2) 暴力団関係者ではないこと。
- (3) 食品の製造・販売に係る営業許可を有していること。※
- (4) 出品する商品の各種表示が、食品表示法に適合していること。
- (5) 催事当日に販売員(1名以上)を派遣できること。
(レジ及び釣り銭は横浜高島屋にて準備いたします。)
- (6) 什器(販売台、冷蔵ケース等)は横浜高島屋指定のもののみ使用できます。立て看板等備品の持込みについては申込み後、横浜高島屋担当者にご相談ください。
- (7) 横浜高島屋所定の消化仕入(歩率21%)があります。

※＜重要＞

販売する商品によっては、当催事に出店するために、通常の店舗の営業許可だけではなく、異なる業種の営業許可が必要になる場合があります。

(例) 飲食店営業の店舗で、メニューの1つとして提供している菓子を出店して売りたい場合、「菓子製造業」の許可が必要になります。

出店にあたり必要となる営業許可の業種や、食品表示について、ご不明点がある場合は、店舗が所在する区の福祉保健センター生活衛生課にお問い合わせください。

4 支援・負担内容

項目	条件等
横浜市の支援	・ 横浜高島屋指定の什器のリースに係る費用 ・ 横浜高島屋指定の出店区画の装飾に係る費用 ※横浜高島屋が手配し、横浜市が横浜高島屋に費用を支払います。 <u>出店者と横浜市の間に金銭のやりとりは発生しません。</u>
出店者の負担	・ 上記以外の輸送費、交通費、備品費、消耗品費、包材、販売員の人件費等 ・ 売れ残り商品

5 必要書類

出店にあたり、横浜高島屋に次の書類をご提出いただく必要がありますので、出店が決定次第、ご準備をお願いいたします。口座開設書類等横浜高島屋指定の様式があるものについては、横浜高島屋が商談の際に用意することとなっています。

- (1) 口座開設書類一式
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 細菌検査結果証明書（賞味・消費期限商材）
- (4) 検便検査結果
- (5) 産地証明書
- (6) 賞味期限・消費期限設定根拠資料
- (7) アレルギー原材料使用内容

6 その他注意事項

- (1) 火を使わない商品（ケーキ・サンドウィッチ・海鮮弁当等）は、調理・実演販売ができます。ブースに限りがあるので、事前にご相談ください。
- (2) 原材料や栄養成分の表示等、法令で定める規格に基づいてご準備をお願いします。
- (3) 早期に売り切れることがないようにしてください。
持込み数の目安は申込み後、横浜高島屋担当者との打合せ時にご相談ください。
- (4) 催事終了後、アンケートを配布します。必ずご回答いただくようお願いします。
- (5) その他ご要望やご不明な点は、市担当までお気軽にご連絡ください。

7 会期中の勤務について

- (1) 開店前の午前 9 時 45 分より朝礼を実施します。
- (2) 勤務中は従業員施設をご利用ください。（食堂・休憩所・喫煙室・化粧室など）
- (3) 私物（貴重品等）は自己管理でお願いいたします。
- (4) 食事・休憩は店内従業員用食堂をご利用いただけます。
- (5) その他、詳細については、横浜高島屋から商談の際にお話があります。

【お問い合わせ】

横浜市経済局商業振興課 繁盛店づくり支援事業担当 小山・伊藤
TEL 045-671-3488 FAX 045-664-9533
MAIL ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp